# 契 約 書 (居宅介護支援事業) 利用者: 様 事業者:陽のあたる家 居宅介護支援事業所

# 居宅介護支援契約書

〔平成31年3月1日 現在〕

\_\_\_\_\_\_(以下、「利用者」といいます)と社会福祉法人 専光会の営む 陽のあたる家 居宅介護支援事業所(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行 う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

### 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

### 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は<u>今和 年 月 日</u>から利用者の要介護認定の 有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、 契約は自動更新されるものとします。

### 第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、 その選定または交代を行った場合は、利用者にその名前を文書で通知します。また、利用者又 はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

### 第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・ 当該事業所を居宅サービス計画 (ケアプラン) に位置付けた理由を求める
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を 適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

### 第5条(経過観察·再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

### 第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設 の紹介その他の支援をします。

### 第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

### 第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険 団体連合会に提出します。

### 第9条 (要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円 滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

### 第10条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終 了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス 実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることが できます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

### 第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規程は重要事項説明書のとおりです。

### 第12条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が 提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者が(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)小規模多機能居宅介護、 看護小規模多機能居宅介護又は(介護予防)認知症対応型共同生活介護を受けること となった場合
- ③ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- ④ 利用者が死亡した場合
- ⑤ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を 閉鎖した場合
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 第12条から16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### 第13条(利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解 約することができます。

### 第14条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは介護支援専門員が第16条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは介護支援専門が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用 等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる 場合

### 第15条(事業者からの契約解除)

事業者は、以下の事項に該当するやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の 予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができま す。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供し ます。

- 1 居宅介護支援の実施に際し、利用者又は家族等が、利用者の心身の状況及び病歴等の重要 事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継 続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者又は家族等が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・ 身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継 続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### 第16条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た 利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義 務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、予め文書で同意を得た上で、利用者の有する問題や解決すべき課題等について、 情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議等で用います。

### 第17条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・ 身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

### 第18条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 第19条(相談·苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

### 第20条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の 注意をもってその業務を遂行します。

### 第21条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、 双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

### 第22条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本 のとします。	本書2通を作成し、	利用者、	事業者が署名押	印の上1通ずつ保	有するも
契約締結日	年	月	且		
【利用者】					
住 所					
氏 名			印		
署名代行者 私は、本人の契約意思 利用者との関係					
署名代行事由					
<u>住 所</u> <u>氏 名</u>					
【代理人】					
住 所					
<u>氏 名</u>			印		
利用者との関係					
【事 業 者】 住 所:広島県初 法人 名:社会福祉 代表者名:理事長		目 7 番 10 🖁	亨		

## 【事業所】

住 所:広島県福山市大門町三丁目7番10号 事業所名:陽のあたる家 居宅介護支援事業所

(指定番号 第3471508840号 福山市)